

入札から入っていく点は、公開競争契約または指名競争契約と同様であるが、契約の相手方の決定は価格競争の結果によらず、開札に参加した申込者との公正な話し合いによりきまるので、前述の競争契約に含めることができない。他方随意契約の場合は、通例見積書は徴しても入札書は入れさせず、もっぱら国鉄が自主的に価格・納期はもちろん、相手方の資力・信用・技術・経験・設備および過去における契約履行の成績などを総合的に審査して、当該契約の履行についてもっとも適合すると認められる者を契約の相手方とする契約方式であるため、この随意契約のうちに、公正協議による契約を含めることはできない。以上の理由により公正協議による契約を、既存の競争契約または随意契約とは別個の新しい契約方式として掲げている。なお契約を締結する場合、どのような契約方式を原則とすべきかという点については、国鉄法第49条の公開競争契約または公開競争入札から入っていく公正協議による契約であることは、いうまでもない(第4条)。

(4) 公開競争契約の申込者の資格 公開競争入札の参加に必要な資格については、施行令第24条の規定により、あらかじめ総裁が運輸大臣の承認を受けて定め、公示することとなっているので、これにもとづき、すでに運輸大臣の承認を受けて公示した「一般競争入札の方法に準じて申込をさせる方式による契約の申込者に必要な資格について」(昭和27・12日本国有鉄道公示第439号)があるのでこれによることとし、この規程において重複して規定することを避けている。なお物品契約においては、業態調査表の事前提出の制度(物品契約申込心得第7条)が、工事契約においては、申込者の提出する業態調書その他の書類による事前審査にもとづく資格確認書交付の制度(工事請負申込者の資格その他の取扱規程、昭和32・1総裁達第63号第5条)がそれぞれ採用されている(第7条)。

(5) 公開競争入札の公告 公開競争入札に付する場合の公告事項および公告期日については、詳細に規定されているが、一般の場合の公告期日については、原則として入札期日の前日から起算した7日前までに公告すべきこととし、とくに建設工事の公告期日については、建設業法第20条(建設工事の見積期間)および建設業法施行令第6条の規定に準拠して、予定価格金額別の公告期日制が採用されている。なお急を要する場合ならびに入札者がいない場合、落札者がいない場合または落札者が契約締結の手続をしない場合であって、再公告をするときなどは、さらに公告期日を短縮する(第8条)。

(6) 指名競争契約ができる場合 おおむね前述の「指名競争契約又は随意契約による建設工事の範囲について」および「建設工事以外の場合の指名競争契約又は随意契約の範囲等について」に規定する指名競争契約の範囲とする。なおこの範囲は、国鉄法第49条但書および施行令第25条第1～5号の規定に準拠し、これを具体化したものである(第36条)。

(7) 公正協議による契約 公正協議を行う場合およびその方法については、おおむね会計規程第77条の規定に準拠して具体化されている。すなわち公正協議は、建設工事の請負および物件の売却の場合を除き、公開競争入札または指名競争入札を行った場合であって、開札の結果

ア 最低の入札価格が予定価格をこえる場合であって、再度の入札を行うことが不利と認められるとき。

イ 再度の入札を行った場合であって、予定価格以下の価格による申込者がいないとき。

ウ 予定価格以下で最低の価格による申込者と、価格その他の条件について協議を必要とする場合。

エ 申込者に見本を提出させた場合であって、予定価格以下で最低の価格による申込者の提出した物の品質が、その他の申込者の提出した物の品質より劣ると認められるとき。

オ 同価入札をした申込者が2人以上ある場合。

カ 予定価格以下で最低の価格による申込者について、資力・信用・技術・経験・設備および過去における契約履行の成績等を審査した結果、その履行について、誠意または能力が不十分と認められる場合。

キ 予定価格以下で最低の価格による申込者の申込内容について、品質・規格・数量等の点で完全な履行が困難と認められる場合。

ク 単価による競争をした場合であって、予定価格以下で最低の価格による申込者の申込数量が、入札に付した数量に達しないとき。

ケ 履行期限その他の条件を変更する必要がある場合。

以上の場合のいずれかに該当するときは、契約担当役は、開札に参加した申込者の面前において、その申込者の全部または一部と、

ア 予定価格以下で適正な契約価格を定めること。

イ 競争に付した数量を適正に分割すること。

ウ 履行期限その他の条件を変更すること。

エ 最低の価格による申込者と異なる申込者を契約の相手方とすること。

のいずれかを協議し、この協議によって定めた者を契約の相手方とするのである。なおこの公正協議を行うことが予測される場合は、必ずあらかじめその旨を、公開競争入札の公告または指名競争入札の通知に明示することとなっている(第40条)。

(8) 随意契約ができる場合 前述の昭和27・10と同29・9の公報依命通達に規定する範囲とする。この範囲が、国鉄法第49条但書に規定する緊急な必要がある場合、一般競争入札の方法に準じてすることが不利な場合、および施行令第25条第6～20号の規定に準拠し、これを明文化したものである(第44～50条)。

(9) 概算契約 災害その他の事故のため、応急工事等を請負わせ、または物件を購入し、もしくは借り入れる場合、当該契約の締結に際し、対価の額を確定するいとまがないときおよび契約の締結に際し、対価の額を確定しがたい場合は、総裁の承認を受け概算金額をもって契約を締結することができる。前者の場合については、災害を受けたとき、従来も慣行的に行われていたところであるが、これを明文化し、国鉄の事業遂行に支障のないように万全を期する意味で、認められた契約方法である。この場合、価格競争により契約の相手方を決定することができないので、随意契約の方式になることは避けることができない。後者の場合については、特殊の試作品の製作などがこれに該当する(第56条)。

(10) 契約書の交換 契約担当役が契約を締結する場合、本来契約の相手方との間に合意があれば、法律上契約は有効に成立することとなるので、法律に特別の規定があるかまたは契約当事者間に別段の定がないかぎり、原則としては、契約を成立させるために、契約書その他の書面を作成する必要はない。しかし実務上の見地からは、後日になって契約が成立したかどうか、またその内容、成立の年月日について紛争がおきた場合、口頭の契約では証明が困難となるおそれがあるので、その場合における立証を容易にするため、契約書を作成しておくことはきわめて必要なことである。したがって国鉄においても、契約が締結されたときは、契約の相手方との間で契約書を取りかわすこ